

青森県建築工事設計VE実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、青森県における建築設計業務において、設計VEを実施しようとする場合の事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、設計VEとは、デザイン、品質及び管理・保守を低下させることなく、最小のコストで必要な機能を達成するために、建設物、工法、手続、時間等の改善に注がれる組織的な努力をいう。

(対象業務)

第 3 条 設計VEを実施する建築設計業務は、財産管理課長又は建築住宅課長が実施の効果が見いだされる可能性が高いと認めるものとし、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎、学校など過去の設計資料等の蓄積が多い施設の新営設計業務
- (2) (1) に掲げる施設を除いた施設の内、延床面積が 3,000 m²を超える施設の新営設計業務
- (3) 建築設備のシステム等の更新・変更を伴う改修設計業務

(VE検討組織の設置)

第 4 条 設計VEを実施するにあたり、VE検討組織（以下「VEチーム」という。）を当該設計業務委託の発注部署に設置する。

(VEチームの構成)

第 5 条 VEチームのメンバーは、財産管理課長又は建築住宅課長が任命する。財産管理課長又は建築住宅課長は必要に応じ、財産管理課又は建築住宅課の職員以外の者にも、青森県職員の範囲内において、その要請を行うことができるものとする。

- 2 設計VE実施にあたり、総括を行うためVEチームの主査（以下「VE主査」という。）を置く。VE主査は、財産管理課長又は建築住宅課長が指名をする。
- 3 客観的な提案を行うために、VEチームの編成においては、財産管理課又は建築住宅課の設計業務委託の直接の各担当員を加えないなどその独立性を確保する。

(設計VEの実施)

第 6 条 VEチームは、次の事項に留意し、設計案の代替案を検討のうえVE提案として取りまとめる。

- (1) VE提案の検討に当たっては、当該業務の受託者に設計案についての説明を求め、代替案に対する意見を聞くことを原則とする。

(2) 代替案の検討に当たっては、安全性、耐久性その他の機能を損なわない範囲内で、可能な限り維持管理費等を含めたライフサイクルコストの観点から行うものとする。

(3) 代替案の検討に当たっては、必要となる性能等を確保できる範囲内で、設計基準等の技術基準の弾力的運用に努めるものとする。

2 設計VEの実施時期は、原則として基本設計の後半段階とする。

3 設計VEを実施するための具体的な作業内容、及び作業手順については、別途定める「青森県建築工事設計VEマニュアル」による。

(VE提案の採否)

第7条 VE対象業務の受託者は、VEチームが作成したVE提案報告書をもとに、VE提案の採否を検討のうえ、VE提案採択総括書としてとりまとめ、発注者に提出する。

2 受託者は、VE提案を不採択とする場合は、技術的な検討に基づく合理的かつ客観性のある理由をVE提案採択総括書で示すものとする。

(委託業務の変更の取扱)

第8条 設計VEを実施する設計委託業務においても、その報酬は、設計委託業務契約時に設定した業務人・日数に大幅な変更が生じない限り、原則として変更しないものとする。

(VE提案の活用)

第9条 発注者は、VE提案の内容について、排他的な権利等に係るものを除き、対象工事以外にもこれを自由に利用することができるものとする。

第10条 この要領に定めるもののほか、設計VEに関して必要な事項は、VEチームが定める。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。